

川崎市港湾局土木工事以外週休 2 日制試行工事実施要綱

(趣旨)

第 1 条 建設業界では、若手技術者や女性技術者の確保・育成を中心とした将来の担い手確保が緊急課題となっており、建設現場における労働環境の改善が求められている。本要綱は、公共工事の品質確保の促進に関する法律の趣旨及び労働者等の労働環境改善に向けた意識向上を図る取組を推進する国土交通省の実施方針に則り、川崎市港湾局が発注（港湾局からの受託を受けまちづくり局が発注する試行工事を含む）する土木工事以外に係る週休 2 日制を推進する試行工事を実施するために必要な事項を定めるものである。

(準用する要領)

第 2 条 川崎市港湾局が発注する土木工事以外に係る週休 2 日制を推進する試行工事は、次各号に示す要領を準用するものとする。

- (1) 川崎市週休 2 日制確保モデル工事試行実施要領（土木工事編）
- (2) 川崎市週休 2 日制確保モデル工事試行実施要領（建築工事編）
- (3) 川崎市港湾局土木工事週休二日制試行工事実施要綱

※異なる基準が混在する場合は、「「川崎市港湾局土木工事週休 2 日制試行工事実施に伴う補正について」（別紙 1）」に準じる。

(施行期日)

この要綱は、設計月が令和 3 年 4 月以降の設計積算工事から施行する。

(施工期日)

この改定要綱は、令和３年７月１日から施行し、設計月が令和３年７月以降の設計積算工事から適用する。

（施工期日）

この要領は、令和６年７月１日から施行し、設計年月が令和６年７月の工事から適用する。